

別表（第 2 条関係）

対象活動	活動の対象	算定基準額（円）
(1) 青少年指導員活動への支援に関すること	青少年指導員	上限額 60,000 円
(2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関すること	青少年	上限額 25,000 円
(3) 地域における青少年の健全育成に関すること	青少年	上限額 10,000 円
(4) 青少年問題に関する研修会等開催	青少年福祉委員	上限額 17,500 円
（事務費）		上限額 交付対象経費総額の 10%